

北九州市危機管理基本指針作成・修正等の履歴

	年月	作成	修正	追加	主な項目
1	平成18年4月		-	-	-
2	平成19年5月	-		-	<ul style="list-style-type: none"> ・「助役」、「収入役」の廃止と「副市長」の新設に伴う関係箇所の改正 ・危機管理監を「防災業務の所管局を担任する副市長」と定義
3	平成20年11月	-		-	<ul style="list-style-type: none"> ・基本指針と個別の危機管理計画の関係を表した概念図に個別計画の根拠法令を追加 ・危機レベルに応じた組織体制の表中、危機レベルの黄（イエロー）の組織体制の「通常体制」を「注意体制」に改正 ・資料2の「各局・区・室の危機管理に関する主な事務（事務分掌）」の削除 ・資料3-3の「危機発生時の対応フロー概要」の「不発弾処理対策の概略：例示」を「バスジャック対策の概略：例示」に改正 ・資料3-4の「緊急連絡票モデル」に「通報者」、「今後の予測」等を追加
4	平成21年5月	-		-	<ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理担当理事」を「副危機管理監」として位置づける。 ・副危機管理監として位置づけている「総務市民局長」及び「消防局長」は、それぞれの「局・区危機管理責任者」に改める。 ・「総務市民局安全・安心部安全・安心課」を「消防局危機管理室危機管理課」に改める。
5	平成23年4月	-		-	<ul style="list-style-type: none"> ・「消防局長」を「副危機管理監」として位置づける。

	年月	作成	修正	追加	主な項目
6	平成24年4月	-		-	<ul style="list-style-type: none"> ・「副市長」を「副危機管理者」として位置づける。 ・「危機管理監」を新設する。 ・「危機管理室長」を危機管理監の補佐として位置づける。 ・「消防局危機管理室」を「危機管理室」に改める。